転校を予定している保護者 様

転校の際には、次のような手順で手続きをお願いします。

保護者

学校·教育委員会

□ ① 現在の学校に連絡

転出入(転居)予定日、住所、学校など ※事前に転校先の学校に連絡を入れるため

※転校先の学校[▼]教育委員会に連絡 転出入(転居)予定日、住所、学校

提出するもの

- □確約書を学校または関市教育委員会に提出(※転校時期が先の場合)。 学校か教育委員会(市役所 5 階)で用紙をもらう。
- □市役所市民課(1階)にて住民異動届を提出 ※市内転居・転入の場合は、③より後に異動届を提出する。

転校先の学校・教育委員会

□② これから通う学校に連絡

転校にあたっての準備・手続き・事前に懇談できる日を確認します。

- ・学用品・会計・服装・分団等の確認・手続きをします。
- ※新しい住所先から通学する学校についての相談は、転校先の教育委員会に お問い合わせください。

◆区域外就学の申し立て◆

住所変更した学期(変更する学期)に限り、現在の学校に通学(または住所変更する前に転校)するなど、申し立てによって区域外就学が認められる場合があります。詳しくは教育委員会にお問い合わせください。

□ **③ 在学証明書、教科書給与証明書の受け取り** 現在の学校での登校が最後となる日に、在学証明書、 教科書給与証明書をもらう。

□ ④ 転校先の学校に提出

転校先の学校に在学証明書、教科書給与証明書を提出。

関市教育委員会学校教育課 岐阜県関市若草通 3 丁目 1 番地 TEL 0575-23-8126 FAX 0575-23-7747

関市 小中学校連絡先

	市内学校名	住 所	電話番号(0575)
小学校	関市立安桜小学校	いろは町1	22-5421
	関市立旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘 2-1-1	22-5133
	関市立桜ヶ丘小学校	明生町 4-1-1	23-3867
	関市立瀬尻小学校	小瀬 2120-4	22-3120
	関市立倉知小学校	段下 66-1	23-0551
	関市立南ヶ丘小学校	倉知 4372	22-4264
	関市立富岡小学校	市平賀 506	22-2362
	関市立田原小学校	西田原 1465	22-3243
	関市立下有知小学校	下有知 1525-1	22-2029
	関市立富野小学校	西神野 270-1	29-0005
	関市立金竜小学校	上白金 482-1	28-2303
	関市立洞戸小学校	洞戸市場 248	(0581) 58-2024
	関市立板取小学校	板取 1804	(0581) 57-2001
	関市立博愛小学校	武芸川町高野 254	46-2129
	関市立武芸小学校	武芸川町谷口 1336	46-3029
	関市立武儀小学校	富之保 2777-2	49-3124
	関市立上之保小学校	上之保 1071	47-2019
中学校	関市立緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 2-1-10	22-5005
	関市立旭ヶ丘中学校	旭ヶ丘 2-3-1	22-5351
	関市立桜ヶ丘中学校	桜台 3-13-1	24-6071
	関市立下有知中学校	下有知 3121-1	22-3179
	関市立富野中学校	志津野 2972	29-0870
	関市立小金田中学校	小屋名 127	28-2301
	関市立板取川中学校	洞戸市場 566-1	(0581) 58-2034
	関市立武芸川中学校	武芸川町八幡 1503	46-2111
	関市立津保川中学校	中之保 5700-5	49-3062
	-		

◆指定区域外からの就学の認められる特別な事情◆

- 1 特別支援学級へ入級させる場合。
- 2 中学校3年又は小学校6年に在学中で住所を変更した場合。
- 3 学期の中途で住所を変更したとき、その学期の終了するまでの場合。
- 4 近い将来住所が確定し、現在仮住居中の場合。
- 5 身体の故障等により、指定された学校へ通学し難い場合。
- 6 その他、指定された学校へ通学し難い場合。

例:学校区の境で他に加入する自治会がなく、校区外の自治会に加入している場合。

例:保護者が共働きのため、自宅で保護するものがない場合。